

平成 26 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 26 年 9 月 8 日（月曜日）

○議事日程（第 2 号）

平成 26 年 9 月 8 日（月）午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 33 号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 34 号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 35 号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 36 号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 37 号 | 尾鷲市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 38 号 | 平成 26 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 39 号 | 平成 26 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 | 平成 26 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 | 平成 26 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 11 | 議案第 42 号 | 平成 25 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 43 号 | 平成 25 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 44 号 | 平成 25 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 45 号 | 平成 25 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 46 号 | 平成 25 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |

て

日程第 1 6 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分及び決算の認定について
(質疑、委員会付託)

日程第 1 7 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	1 0 番 高 村 泰 徳 議員
1 1 番 奥 田 尚 佳 議員	1 2 番 三 鬼 孝 之 議員
1 3 番 村 田 幸 隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	南 進 君
市 長 公 室 長	北 村 琢 磨 君
総務課総務・職員係長	北 村 誠 悟 君
財 政 課 長	宇 利 崇 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 浩 君
税 務 課 長	尾 上 廣 宣 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 富 士 雄 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	内 山 洋 輔 君

木のまち推進課長	内山真杉君
建設課長	更谷哲也君
水道部総務係長	高芝豊君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君
尾鷲総合病院総務課長補佐兼係長	徳井良成君
尾鷲総合病院医事課長	大川勝之君
教育委員長	千種良子君
教育育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	佐野憲司君
教育委員会生涯学習課長	川口清君
教育委員会学校教育担当調整監	山本樹君
監査委員	桑原紘市君
監査委員事務局長	上山田敏博君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内山雅善
事務局次長兼議事・調査係長	岩本功
議事・調査係書記	松永佳久

〔開議 午前１０時００分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１３名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において２番、内山鉄芳議員、３番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第２、議案第３３号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第１６、議案第４７号「平成２５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計１５議案を一括議題といたします。

ただいま議題の１５議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、７番、三鬼和昭議員。

７番（三鬼和昭議員） それでは、通告に従いまして、質疑を行います。

私の質疑は、議案第３６号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第３８号「平成２６年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決について」、そして、議案第４１号「平成２６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」でございます。

まずは、説明担当が同じということで、議案３６号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、そして、議案第４１号「平成２６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」、この２点について行わせていただきます。

議案第３６号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」では、平成２５年第４回定例会で制定されたバディホスピタル医師の報酬、月額８５万円以内において予算の範囲で市長が定める額となっていま

すが、病院より示された報酬の支給実績は、5月より既に条例で定めた予算の範囲を超えて支給されています。

そこで、具体的にこの報酬の額の算出根拠について再度伺いたいと思いますが、平成25年第4回定例会の説明では、特殊勤務手当相当分であるとか医師技術についてとともに当直業務や時間外勤務等に対する相当分を上乗せして、トータルの金額をこの条例でいう報酬としています。この時点で当直勤務を月4回としています。この当直がふえた理由について、まず御説明ください。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） お答えいたします。

パディ医師の報酬は、先ほど議員さんが言われましたように、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第1号の別表第1の専門委員、学校医及びその他市長が別に定める非常勤の職員を適用して報酬を支払っています。

考え方については、先ほど申されましたように宿日直相当、時間外相当を加味して限度額を定めました。

こちらとしては、日赤のほうから来ていただいております、パディというのが日赤と尾鷲の兄弟関係で進めてきて、医師負担軽減の対策の一つでございます。

この中で、今来ていただいている常勤の医師が単身赴任のドクターが多くて、土曜日、日曜日、たまたま都合がつかないということで、3回から4回、土曜日、日曜日にやっていただいたことによる経費が超えてしまった。この超えたについては非常に申しわけなく思っております、今後はこのようなことがないようにということで、今回上程させていただきますように120万で上げさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） わかりましたが、ただ病院側が作成した参考資料をいただきますと、宿日直回数が9回、先ほど説明がありましたように9回と、12月の定例会での条例制定時の4回をはるかに上回るどころか、心配するのは医師の健康状態を考えた上でこういった9回というのをやっていただいたのか、あるいは、医師の身分というのは、健康保険であるとか労務的なものは日赤のほうに所属することから、万が一医療事故等があったときに、こういった勤務状態が公立病院で勤務医という形をとっていますから、開業医とはちょっと違うので、こういったことがどうだったのかということがありますので、再度、労務上の問題がないのか、また、今後はこういった宿日直のあり方というのは決してないのかどうか

というのを確認したいと思いますので、御答弁願います。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） お答えいたします。

ドクターに関しては、我々としては1週間に1回ぐらいが妥当であるかということを考えて議会に出させていただきました。

しかしながら、ドクターのほうの都合とか家庭の事情もございまして、今回4回から8回とか9回になったわけでございますけれども、このドクターの健康状態に関しては、産業医が当直を組む責任担当者になっておりまして、それも認めた上でやらせていただいております。

しかしながら、振り返りますと、常勤医師もバディ医師も同じドクターでございますので、今度から我々も事務系統をもうちょっとしっかりと、健康をもっと留意するようということに進めていきたいと思っております。

まことに申しわけございませんでした。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） ぜひ、1点は医師の健康、医師が不足している、もう少し医師が欲しいという総合病院の事情は十分わかりますが、医師の健康上の問題、また、バディという立場というんですか、これも重々御理解というか承知した上で医師の勤務管理というのをしていただきたいというのと同時に、万が一、医療事故等があったときに、こういった勤務体制では言い訳も何もできないような状況になろうかと思っておりますので、この辺はお願いしたい。

ただ、7月分が120万近い金額になっておりますけど、今、事務長の説明でしますと、今後は120万近い金額は要らないであろうと、上限はこのように上限ですから決めますけど、先ほどのやりとりの中でありましたように、やっぱり勤務状態というんですか、金額に見合う範囲云々じゃなしに、健康とか労務災害ということを考慮した宿日直のあり方というのを行わなくてはいけないと思えますけど、その辺を再度確認したいと思いますが、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 全く議員さんのおっしゃるとおりだと思っておりますので、今回常勤医の負担軽減というところで、やっていただいたドクターにも非常にありがたかったわけですが、その分やっぱり健康管理も考えて、できるだけみんなでもし何かあったときは賄っていくと、こういう体制でいきたいと思っておりますので、今後ともやっていきたいと思っております。申しわけござい

せんでした。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 質疑ですのであれですけど、ぜひ、総合病院については大変苦勞されて、医師の確保であるとか、苦勞されているのは重々理解しておりますが、勤務であるとか医療上の状態というのは余り無理してやるというののもいかなものかと思imasuので、ぜひその点よろしくお願ひします。

あとは、議案第 36 号を今回一部改正するわけですが、25 年第 4 回定例会で制定されて、月額 85 万以内において予算の範囲で市長が定める額というように条例ではうとうておるんですが、このときの条例制定についてもパディホスピタル制度という制度ができたばかり、できて間もないということがあったので、この時点でも監査委員の指導というのか、そういった形で条例が制定されたと思うんですけど、条例をした以上は地方自治法の下で公務を行う自治体の立場を鑑みると、こういったオーバーしていくというのは、これまでオーバーしておるのは、病院事業会計、お粗末ではないかなと思われる点で、予算の範囲を定めた市長と特に実務を担当する責任者である事務長なんですけど、この地方自治体の議会というのは立法府を兼ねる意義で条例制定をしたりとか議決権を行使するわけですけど、ちょっとその辺、公僕としてというか、自治体の職員として希薄ではないのかというのと、それが続くとやっぱり地方自治法の存在を消した議会のこういった形というのはいかなものかということから、特に服務違反を犯してしまったわけですから、この点について、市長は服務違反について、副市長でも結構ですけど、どうされるのか、どういう考えをお持ちなのか御答弁願ひたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 昨年の第 4 回でお認めいただいた案件を直ちに破ってしまったようなことになっております。ただ、そのときは、病院の医師も含めて上限設定について検討しながらやったわけですので、当然、現場の医師もこういうことは十分承知していただいておりますと認識しておったわけですが、このようなことになって、まことに申しわけなく思っております。

それと、あわせて医師もそうですけれども事務方もそれを発見できなかった、見つけられなかったということは十分これから反省していかなければならないと思っております。

今後このようなことのないように十分努めたいと思imasuので、どうかよろし

くお願いします。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 質疑ですからあれですけど、監督責任がある市長、それから病院の全体を管理する立場である管理的には事務方ではトップである事務長は、この辺は労務災害であるとか、健康を害してからではやっぱり別の問題が生じますので御留意願いたいと思います。

それから、あと 1 点、議案第 4 1 号なんですけど、「平成 2 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」ですが、これは、議会運営委員会で指摘があり、急遽補正 1 号が出てきたわけですけど、ふるさと納税で病院へ指定寄附という形の中で、一般会計から。

基本的に病院に入る寄附金が 4 条資金、資産的収入へ入れるのがまれであるというのは理解しておりますけど、一昨年もそういった大きな寄附があったのを当時、その当時寄附は指摘しなかったのが今現在ここで指摘するのはどうかとは思ったんですけど、この際、病院の赤字体質が改善されていないという中では、3 条資金の収益的収入のほうにわずか 5 0 万でも入れるだけでも赤字が 5 0 万減りますので、今後はやっぱり財務をやられるときにその辺の配慮というか考えた上で、寄附金を別途積立金で、これまで積み立ててある程度何かの目的に使うというのであれば別ですけど、一般に先生であるとか看護師さんであるとか、働いている方々の福利厚生であるとかそういったものに使われたりとか、機材の一部という、修理代に一部というような考え方をしたら、当該年度の収益的収入でもいいのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 御意見まことにありがとうございます。

いろいろ私どもも考えまして、今までは議員さんおっしゃるとおり 4 条資金の中で入れさせていただきまして、進めさせていただいたんですけども、今後は議員さんも言われるように、病院経営改善のためということで収益的収入のところへ組み込んでいくということも含めて対応させていただきたいと考えております。

どうもありがとうございます。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 市長公室の説明では、お返しの部分と含めてふるさと納税がふえておるようですから、今後とも総合病院とか指定のふるさと納税がふえる可

能性というのがあって、その都度、また寄附をいただけることであろうかと思えますので、ぜひ考慮願いたいと思います。

それでは、最後に、議案第38号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、説明書28、29ページ、第6款第1項第2目の19節補助金1,000万円は、尾鷲商工会議所が行う地域商品券1億円の発行に係る、いわばプレミアム分を市が担う形で補助となっておるんですが、この概要について、市政報告でも述べておりますので、この分はあれなんですけど、改めてこの補助要望された尾鷲商工会議所が行う地域商品券発行にかかる総事業費及び内訳を示していただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 水産商工食のまち課長。

水産商工食のまち課長（内山洋輔君） 三鬼議員の御質疑にお答えいたします。

議案第38号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、歳出、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工振興費の19節負担金、補助及び交付金、地域商品券発行補助金1,000万円につきまして御説明申し上げます。

総事業費及び内訳につきましては、総事業費が1億1,200万円で、その内訳は商品券販売収入が1億円、プレミアム部分の市補助金が1,000万円、印刷費や広告費等の諸経費200万円のうち、尾鷲商工会議所さんの負担金が90万円、換金手数料が110万円でございます。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） この地域商品券の発行については、市が補助した分、あるいは商工会議所さんが独自にやった分を含めて3度目となるんですが、これまでのこの2回は、その都度その都度の単発事業のような形で受け取らざるを得ないという中で、第1回目の発行後は参加者のメンバーの方々からよいとこスタンプ事業が始まっており現在も続いているということなんですけど、しかしながら、商品券発行後は扱い店のみの集計が主なデータのように、今後の課題として、商品券購買層、商品券を買った方についてのデータというか、特に子育て世帯とか若い世代の方がこの商品券を有効活用していただけておるのか、そうした手だてについて市としては商工会議所さんと組んで、どういうふうな要請とかをされているのか、いないのか、この辺、御答弁願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 水産商工食のまち課長。

水産商工食のまち課長（内山洋輔君） 尾鷲商工会議所さんにおかれましては、商工

関係者の方々とともに協議を進められておりまして、参加店や商業関係団体等におきまして、商品券の取り組みに絡めて抽せん会を目玉とした売り出し事業等を同時に行うことで地元商店での利用促進につなげる取り組みを積極的に検討いただいている状況でございます。

このような商業関係団体の皆様の積極的な取り組みが、今回の事業をきっかけとして来年以降も地元商店で継続的に実施される、機運の醸成につながるものというふうに考えております。

また、今、御質問のございました子育て世帯の方々への対策ということでございますけれども、これらにつきましては、今後設立されるであろう実行委員会のほうで詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 先ほどの答弁の中にも一部説明がありましたけど、やはり、今回は、特に商品券取扱店におかれては、1 2 月から 3 月というのも初めての期間でもありますし、商品券を扱ったときと、今回扱うときと、これまで扱っていなかったときの売り上げの差があるのかどうかという、そういった追跡調査は必要ではないかと、比較するような調査というんですか、それがこのプレミアム商品券のプラスアルファになっている部分はどうかということ、商工会議所さんと連携のもとそういった取り組みをしなくちゃいけないのではないかなと、この予算を検討するに当たって考えますが、この辺はいかがですか。

議長（村田幸隆議員） 水産商工食のまち課長。

水産商工食のまち課長（内山洋輔君） 商品券の発行の効果につきましては、まず、商品券の使用を市内に限定していることから、市外店への消費流出を防ぐという効果がまずあると思います。

2 点目としましては、1 2 月から 3 月までの 4 カ月間に限った使用ということでございますので、1 億 1,000 万円が確実に市内で消費される。

もう一点は、金券という現金以外での買い物ということでございますので、消費者の方々の消費意欲につながるんじゃないかということで期待をしているところでございますけれども、今御質問がございました効果等につきましては、今後商工会議所さんと詰めてまいりたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） ぜひ、商工会議所さんの説明においても、大型店であれだけ使われておったのが、2 回目で若干それが小売店、小さなお店のほうに、特に衣

料であるとかそういったものがちょっとスライドしてきておるというて、今回も商工会議所さんのお話を伺うと、スーパーで、大型店で使っていただくのもそれは一つ、同じことなんですけど、このように過疎、高齢化で経済とかそういった消費についても停滞しておる、あるいは商店が減っていく中では、特に個人事業者であるとか、そういったところで使われることによって売り上げが伸びるとか、そういった傾向もこの事業にはあってしかりではないかなと思いますので、その辺の、今回は特に市長の報告にも各地域のコミュニティセンター等々でもようやく受け付けというか販売というかそういったのをやられるということなので、ぜひ、そちらのほうを期待してというか、そちらのほうのデータもしっかりとっていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

議長（村田幸隆議員） 水産商工食のまち課長。

水産商工食のまち課長（内山洋輔君） 過去に平成21年度と25年度に商品券の発行を实际行っているわけでございますけれども、25年度におきましては衣料関係の消費割合が21年度と比較して伸びているといったこと、あと事務用品あるいは飲食店でも増加、21年度と比較すると伸びているという過去のデータがございます。26年度の実施におきましてもそういったデータについて把握したいというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） 最後にしますが、特に市長の考え方というのを伺いたいと思います。

こういった事業、これは1回目は国とかが行ったのを押してこの地域でも、尾鷲市でもどうかというて、市が全面的にバックアップするような形ですけど、2回目は商工会議所さんがやったと。商工会議所さんのほうでいわく、市とも話したかったけれどもそれがその年でうまくできなくて、ことしの全額補助を願ったことにつながったというふうになったというふうに説明は聞いておるんですけど、今後もこういった事業というのはやっていく考えがあるのかどうかというのと、もし行うのであれば、補助をこういったような全額でやるのか、例えば折半とか、商工会議所と事業の組み方、これは今回補助をつけるに至ってそういった御検討はされなかったのか、将来的なことも踏まえてされなかったのかどうか、この辺について御説明ください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今後の話につきましてはまず、今回の事業を検証する、そうい

った中で今後の対応につきましては商工会議所さんと検討するという話し合いをしております。

議長（村田幸隆議員） 7 番、三鬼議員。

7 番（三鬼和昭議員） 特に今回は、事務方では 6 月、7 月ぐらいから水産商工食のまち課、商工会議所の担当者の方とそういった話はしてきたと言いながらも、具体的なこういった事業の取り組みが、おもてへというか、理解したのがかなり直前になってからということで、市民の方にもその辺はすっきりというか、誤解を招くような、同じいいことというか、積極的なことをするに当たっては誤解を招くようになったということで、しっかり市長言われましたように商工会議所さんと連携というか、経済とか尾鷲の消費というのは商工会議所さんの存在というのは大きな立場を持っていますから、市としてもしっかり連携をとってこの辺をやっていただきたいということを要望しまして質疑を終わります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

次に、12 番、三鬼孝之議員。

12 番（三鬼孝之議員） 議案第 36 号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、質疑をいたします。

先ほど三鬼和昭議員の質疑がありまして、重複する点があるかと思えますけど御容赦を賜りたいと思います。

総合病院のバディホスピタル医師に対する報酬額の引き上げということで、現行 85 万を 120 万にという改正ですけれども、慢性的な医師の不足の中で今回の条例改正を私は否定するものではありませんけれども、この別紙報酬表がありますね。これで、120 万にした数字については、7 月が 115 万 9,397 円ありまして、これがもとで 120 万としたそうでございますけれども、この内容について質疑をいたしたいと思います。

この中で、宿日直手当と時間外手当についてでございますけれども、特に宿日直手当、5 月と 6 月はこれを見ても計 6 回です。7 月については計 9 回になっておりますけれども、この月 9 回というと 3.3 日に 1 回ですね、約。この辺のところは、事務長さん、労働基準法の施行規則第 23 条の規定の範囲を超えておるんじゃないかと僕は思うんですけども、特例があつたら私はちょっと特例のほうはわかりませんが、その辺を精査しておるかということと、それと、この宿日直とか時間外については、病院といえども断続的な宿直または

日直勤務の許可書というのが提出をされて、それを労基で認定してもらわなならんですね。その辺のところを病院はやられておるのかどうか。

地方自治体の公営企業による病院の勤務医についても、地方公務員として労働基準法に適用するという労基からの確認を僕はしたんです。その辺のところ、9回というのは、労基からいうと違法じゃないのかということが発生しますので、そこら辺のところは確認しておりますか。まずこの点。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 三鬼議員さんの御質問に対してお答えいたします。

まず、当直表はいつも月の半ばぐらいのときに医師の責任医師が当直表を組んでいただきます。それでローテーションをしまして、大体バディの医師は通常4回、常勤務医師は1.5から2回程度に組ませていただいております。

今回、なぜ9回になったかといいますと、土曜日、日曜日のところが入りまして、土曜日とか日曜日は2回に数えまして、そこが申しわけなかったんですけれども、常勤医師の諸事情に伴ってバディ医師が交代していただいたということになりましたので多くなりました。

そもそも医療に関しては、普通の病院は外科医と内科医が当直しておりまして、2人の内科医、外科医を夜組むときにおいては、大体少ないところでも6回から7回ぐらいある病院もございます。その意味では、尾鷲総合病院は皆さん方にも御理解いただいて、負担軽減ということでドクターが長く居ついでいただくということで、そういう当直の少ない常勤を守ってきたわけでございますけれども、今回、議員さんの言われるようにちょっと無理があったような感じをしておりますので、責任の当直医師と院長ともどももう一回考えを話しまして、今後はちゃんと健康上の管理を進めていきたいと、こう考えておりまして、当直表に関しては、まず最初は、何回も申し上げますように、一番最初に組んでいただいた、それを院長まで回して、それで認めて進めていく。

ただし、病院に関しては急変の患者さんとか、いろいろございまして当直できなくてオペに入る患者さんもございますので、それもちょっと今後はできるだけバディさんに偏らないようにということで進めていきたいと考えています。

もう一つ理解しておいていただきたいのは、今回健康上の問題でございますけれども、バディの当直料と常勤医師の当直料は同じ金額になっておりますので、その辺はちょっとお知りおきいただきたいと。しかしながら、健康上に関しては、もっと配慮はすべきだったと思っておりますので、まことに申しわけございませ

んでした。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 内容はよくわかりますよ。今の説明のように、私が聞いておるのは労働基準法の施行規則第23条に抵触するんじゃないかということを理解しておりますか、事務長。それを答弁してくださいよ。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 今、全国の病院自体、特に、忙しい病院のほうは指導を受けておるといふときまできております。ただし、その指導が入るかどうかは、今のところ入っておりません。というのは、ドクター不足にあえいでいる病院が救急体制ができないとか、こういうことになりますので、うちとしても健康上はこれからも考えますけれども、今まで当直をもっとたくさんやっている病院もございますけれども、できるだけ改善をしていったほうが良いというところまででとまっているのが現状でございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 今のところ労働基準局から何のおとがめもないということですね、事務長の答弁では。そうすると、許可書はもらっているの。当直についての許可書は。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 基準署のほうでは変則時間外とか当直についての申請は出しますので、許可をもらっているのは確かでございますけれども。当直とか、看護師さんも協定を結んだりして、このようにやっていきます、ただし、病院職員は変則でございますのでという許可書はいただいています。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 後日、委員会でその辺のところを示していただけますか、許可書については。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 認可していただいている書類を出させていただきたいと思っています。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 実際、私、この断続的な宿直、または日直勤務許可書のコピーをいただいておりますけれども、先ほど事務長言っていましたように、最初は宿直週1回で、それで4回ですか、週1回だと4回ですね、月に。この許可書

を見ると、週に宿直は1回、4回以内ということの許可書、それと勤務開始及び終了時刻はそれぞれ次のどれとすることで、宿直した人は開始午後5時30分より前には勤務につかせないこと、終了については午前6時30分より後に勤務につかせないことというような、こういう労働基準監督署の許可書があるんです。

総合病院の勤務医も地方公務員に該当するということですから、バディという応援医師についても、総合病院に勤務しておるわけですから、当然対象になりますね。

だから僕が心配しておるのは、そういう労働基準監督署のこういう規則に該当せずにやっぱりバディさん医師をそういう9回という、3.3日に1回という苛酷なそういう医療業務をやらせて、通常の医療業務に支障があるんじゃないかという心配もありますし、先ほどのやりとりを聞いておりましたけれども、健康管理の問題もありますし、その辺をきちっと労働基準法に合うような、医師の勤務状況をきちっと正常に戻さんと、やっぱりこれからまた応援を頼むについてもいろいろ問題があるんじゃないですか。私はその辺のところを心配して言っておるので、労働基準局の施行、今読みました23条にきちっと該当するように、きちっと法の整備をしていただきたいと思いますので、その辺はいかがですか。

議長（村田幸隆議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 我々も監督署の指導に従って進めているのが事実でございますけれども、ただ、急患患者さんがいて、夜中まで診ておってオペをしておって、次の日に朝回診があったりとか、看護婦さんでもそうですけれども、日勤して、次は深夜に入るけれどもその間急変した患者さんを診ておるとか、医療界では、なかなか監督署のほうの言われている問題もクリアしながら進めておりますけれども、大分患者さんによりますので、無理なところがあることも事実でございます。

しかしながら、今議員さんの言われているように監督署に従ってやっていかなくちやいかんのも確かでございますので、その辺も加味しながらよりよい病院運営にさせていただきたいと、こう考えております。

議長（村田幸隆議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 事務長さん、現場を預かる責任者としてやりくりは本当に大変で、御苦労だと思います。それは敬意を表したいと思いますけれども、先ほどやりとりもありましたように、万が一の医療事故につながるかもわからん、そういう可能性もなきにしもあらずというような心配もありますので、ですから、

できたらこういう労基の施行規則に見合ったような医師の医療業務に戻していただきたいと思いますので、その辺をよろしく願いをいたしまして質疑を終わります。

市長、この件について何かありますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 三鬼議員の御指摘のありました施行規則の２３条ですか、この辺も精査させていただいて、ちゃんとした対応をさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております１５議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の１５議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで１０分間休憩いたします。

〔休憩 午前１０時３８分〕

〔再開 午前１０時５０分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第１７、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、４番、田中勲議員。

〔４番（田中勲議員）登壇〕

４番（田中勲議員） 久々の一般質問でございますが、ひとつお聞きいただきたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

尾鷲市は現在、宮之上小学校に続いて二つの保育園の高台移転、九鬼、曾根のコミュニティセンターの改築、宮前橋のかけかえ、尾鷲小学校の避難階段の建設等々、幾つもの事業が山積しておりますが、今回私が言いたかったことは、高台に住んでいるごみ出し困難な高齢者の問題をどうするかということでもあります。

言うまでもなく、このことは三木里地区に限ったことではなく、尾鷲市全体にかかわる問題であります。輪内地区はもちろんのこと、九鬼、早田、須賀利など、高台に住む高齢者はふえ続けており、見過ごすことのできない問題であると思います。

この問題を真摯に受けとめていただき、今すぐこれら的高齢者に温かい行政の手を差し伸べていただきたいのであります。

上のほうの高いところから、下のほうのごみかごまで足の痛いのを我慢しながら運ばねばならない、その様子を見ておきますと、ゆっくり一步一步と手すりにつかまりながら、小さい袋を片手に階段を上りおりするその姿は気の毒でなりません。

人生は重荷を負うて遠き道を行くがごとしとあります。この人たちにも若かりしときはあり、時には夫婦げんかもし、時には笑いもし、泣きもしたことでしょう。今はただ、一軒の我が家に1人住み、夜になれば子や孫のことを思い、やせ細った足をさすりさすりしながら、ため息をつき眠りにつくに違いありません。そしてその姿は、そんなに遠くない私たちの姿でもあります。

市長は、現在における三木里地区の活動に対して、今すぐ手を差し伸べるべきであります。三木里地区の要望書は、市長と議長宛てに出されております。この三木里地区の自主的な取り組みは傾聴に値することと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

今回の問題が生じて、はや1年になろうとしております。ある日3人のお年寄りから、下のほうのごみかごにごみをおろしていくのは足が痛くてつらい。時には人様の厚意に甘えて持っていってもらっているが、その人に気の毒でならない。もし、上のほうにかごを置く場所が必要ならば、自分のところの空き地をただで使ってくれたらいい、何とかならないものかと相談を受けました。

そこで私は、まず区長に話し、市に出向きました。そのとき私は、市のほうで何とかやってくれるであろうと簡単に考えておりました。そして、パッカー車を上のほうに試験的に走らせてもらいましたところ、どうしても道が狭い、通るには通るが安全に問題があり、無理と言われました。区の美化活動の一環として取

り組んでみてはとも言われ、市長にもお話ししましたが、結局のところ何の解決を得られぬまま今日に至っております。

当時私は、実は今も思っているのですが、この市長さんなら何とかしてくれるに違いないと大いに期待して市長室に出向いたのであります。それがかなわなかったことは、私の不徳のいたすところとしか言いようがありません。

この要望書に書かれていることは、ごく小さなことだと今でも思っております。しかしながら、市長が決断することによって、その小さな一歩が市政にとって将来、10倍、100倍の大きな評価となって返ってくるに違いないと思っております。今こそ市長は、その一歩を踏み出すときであります。

この7月末のことでしたか、ある課の方が見えられ、区長も交えて話を聞くことができました。その中で、市としては一定の線引きが必要だ、要支援者ならまだしも、それ以下の軽度の人への対応は市としてはできないというものでした。また、少額ではあるが、どの課においてもそういったメニューはなく、この活動の一環として今後どうしていくかは、全区長会の中で話し合っていきたいとのことであります。

それはそれで結構なことと思いますが、対応が余りにも遅きに失するのではありませんか。現在、活動されている三木里地区のお年寄りたちにわずかばかりの支援をなぜためらうのでありましょう。

今後、全区長会の中で話が決まれば是正していけばいいだけの話です。まずは産むがやすし、隄より始めよではないでしょうか。市民の前に今こそ岩田市政の何たるかを示すときです。決意のほどをお聞かせください。

こんな話を聞けば、市長はどうお思いになられるでしょう。私の知るお年寄りは、ごみを出さないように、食べたいものでも我慢してごみを減らすのだと言います。このようなお年寄りの話を聞くと胸が詰まる思いです。

要望書にもありますように、現在、三木里では、小学校に上がる道沿いの2カ所に皆さんの協力でごみ箱を設置して、軽トラックで下まで運んでいただいていると申しました。私自身も2回ほど、朝7時半にその2カ所のごみを下まで運んだのですが、驚いたことにそれらのごみは生ごみであるにもかかわらず、ぎゅうぎゅうに何かで固めたようなごみでした。一つには人の厚意に甘えねばならないお年寄りの知恵のようなものを感じたのです。その間、下までおろすのに要した時間は15分ほどでした。

また、先ほども申したように、市のほうでは三木里小学校に上がる道は狭く、

パッカー車では危険で無理とのこと、私は参考までにといいその道幅を計測しましたところ、一番狭いところで２メートル３０センチ、一番広いところで２メートル６７センチ、平均で２メートル５２センチでした。また、車はどうかといいますと、市の２トンのパッカー車は幅は１メートル８３センチ、長さ５メートル１８センチ、高さ２メートル２９センチで、道の一番狭いところでも４０センチの余裕があることがわかりました。

一方、宅配便の車はどうかといいますと、幅はパッカー車と同じ１メートル８３センチで、高さが２メートル６９センチとパッカー車より４０センチ高く、長さは４メートル９４センチと、パッカー車のほうが２４センチ長いことがわかりました。宅配便の車は、小学校へ上がる道を通っているそうです。住民の方に聞くと、大概の車はどんどん通っている、何ということはないと言っております。危ない危ないとばかりでは、車は一切通れないことになります。

先日、日本創生会議が２０４０年までに日本の自治体の半数が消滅すると発表しました。尾鷲市もその中の一つです。そして、これからも尾鷲市の高齢者はふえ続けてまいります。高齢者に対するこの三木里地区の取り組みを一つの契機としていただき、今後の市政の高齢化対策に積極的に生かしていただきたいと思っております。

壇上からは以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 少子高齢化が進む本市は、人口減少は避けられないものの、生産年齢層を確保しながら人口構成の年齢バランスを維持することを目的に、空き家バンクの設置や集落支援事業などによる定住・移住施策を進めていくこととしております。しかしながら、現状では本市の高齢化率は３９．１％に上り、とりわけ各地区センター管内では５０％を超えている状況にあります。今後団塊の世代が７５歳を迎える２０２５年度には高齢化はピークを迎え、医療、介護、住まい、生活支援などの諸課題の解決には市民と行政が一体となって取り組む地域包括ケアシステムの構築が不可欠であります。

議員の御提案にあります三木里地区の高台におけるごみの収集に関しましては、ごみ収集車は宅配便の車と比較すると後部に長く突き出た特殊形状となっており、ごみを積載した状態で急な下り坂をおりて平地に合流する際、後部が道路と接触してまいります。また、軒先が道路との境界ぎりぎりまで迫ったところもあり、

通行や方向転換が困難なことなどから、安全なごみ収集作業が困難であると判断した次第であります。

しかしながら、現在、三木里地区が取り組んでおられるごみ収集のあり方は、地域で高齢者を支える新たな仕組みとして今後の参考になるものと感じております。

なお、他の地区の高台におけるごみ出しが困難な高齢者の場合は、御近所の方々による支援や、介護保険の要支援以上の方ですとホームヘルパーを利用している方もおられ、要介護等の方には環境課が御自宅まで収集に伺うふれあい収集を実施しております。

また、今月からは、高齢者などごみの排出量が少ない方の利便性向上を目指した10リットル極小指定ごみ袋の販売を開始したところであります。

今後のごみ収集のあり方の一つの方針としては、ふれあい収集の対象要件の拡充を始めとする収集体制やごみ集積場所の見直し、あるいは市民にとってより負担の少ない新たなごみ出しルールの構築等についての検討を実施してまいります。

今後高齢化が進み、ごみ出しのみならず日常生活におけるさまざまな課題が生ずることも予想される中、平成27年度からの介護保険法の改正に伴い、要支援1及び2の方に対する訪問介護及び通所介護が介護保険給付から市の事業に移行されることが決まっており、猶予期間内の平成29年4月からの本格実施に向け、現在その取り組み内容について検討を行っているところであります。

その取り組みの一つに、ごみ出しや買い物、掃除など生活支援が必要な高齢者に対し、ボランティアやNPOなど多様な主体を活用した生活支援サービスの充実が求められており、その中で現在課題となっているさまざまな問題に対応する新たな仕組みをつくり上げ、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、地域の課題を住民の手で解決する一つの方法として、区長会及び自治会連合会などに御意見を聞きながら、区、自治会及び町内会が取り組む活動に対し支援を検討していくことも一つの方法ではないかと考えております。

このように、高齢化社会が抱えるさまざまな問題に対し、地域としてどのような助け合いができるのか、行政として何をすべきかについて、ともに考え、高齢者を地域で支える新たな施策に取り組んでまいります。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4 番（田中勲議員） ただいま市長から、全区長会を通しまして今後この問題について、あるいはというお話があって、前向きに検討していただいたなということでありがとうございます。

しかしながら、この要望書が市長に提出されましたのは、1月10日になっております。それで、三木里地区の活動が始まりましたのも10日からです。

それまで皆さんは、少額ではありますがけれどもそういう協力金を出し合って、今現在までも続いております。このことについて、要するに今まで私は何で市としてもうちちょっと対応してくれないかなと思いつつ今日に至っておりますが、その理由を簡単にちょっとお聞かせ願えますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず最初に、区長会に上げてとかそういうことじゃなしに、我々で新しい施策を考えて区長会や自治会連合会の意見も聞いていくということであります。

それと、なぜこんなに対応が遅いのかという話でございすけれども、現行の制度の中でやれといいますとこれはできないということでもありますので、ごみ出しにかかわらず、今、高齢者の方が困っておられることに対して、市がどのような支援ができるか、あるいはボランティアに対してどういう支援ができるかということを新たな制度の中で考えていこう、新たな支援としてこれから考えていこうということでもあります。現行の制度ではなかなか対応が難しかったですので、今後、新たな制度として、新たな支援としてみんなで考えていこうということになった次第でございす。その点は御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 4 番、田中議員。

4 番（田中勲議員） 市としてのそういう枠組みがあると、そういう取り組みの中で今後やっていきたい、それを長期間にわたって、こういうふうに住民の方の要望に対して、また待たせるのではなくて、なるべく早くそういうふうな取り組み方をしていただきたい。

それから、ここでちょっと三木里地区における取り組みですけれども、メンバーのことについて少し、先ほど高齢化という話もございましたもので、お話しさせていただきたいと思います。

先ほどの上のほうの三木里の道沿いには約40人ばかりの人が住んでおります。そこでその中で、道沿いですよ、50代の世帯は2世帯にすぎません、2世帯。そんな中で現在この地区の取り組みに協力していただいている方は11人おりま

す。私もびっくりするのですが、その１１人の中で８０歳代が９人おります。８割を超えているんです。高齢化率８割です。この数字は何も三木里に特別なことではないと思います。

また、先ほど申しましたパッカー車が通れないという話がございましたが、これらの１１人の方は、この道を市の車が早く走ってくれないかと切に思っておる次第でございます。全く、この上りおりというその時間ですけれども１５分もかからない距離です。

そして、先ほども申しましたように、パッカー車は宅配便の車より２４センチでしたか、それしか変わらないんです。そして、高さにおいてはパッカー車のほうが４９センチ低いんです。そういう場所を通れない。これは私としても住民の方にとっても不思議なことではないかと。常にほかの車も通っております。そういう状態の中において、やはり今の枠組みの中では取り組めない、それもわかります。

今後取り組んでいくという姿勢には私は非常に敬意を表しますけれども、そういう取り組みのあれを何で市は早いことしてくれないのかと、そういうふうに皆さん思っている、私自身もそう思っておるところでございます。ところが、そういう制度としてそれは成り立っていくものではないということは重々私も知っております。できるだけ早くそういうことを是正してもらいたい。

先ほども申しましたように、それは無理、それは重々承知していますよ。しかしながら、この取り組みに対して何なり今後話し合っているいろんなことにされるんでしょうけれども、私は市長の決断が非常に大切なことではないかな、市として市長の決断を要望しておきたいと私は思っております。

また現在、市のホームページを見ますと、先ほども市長の話の中にございましたけれども、６５歳以上の介護保険の認定を受けているひとり暮らしの世帯、その次に、３番目にその他上記に準ずる世帯とあるんです。この上記に準ずる世帯というのは、どういう世帯のことを言っているのかさっぱりわかりませんが。

この三木里の道沿いには、介護保険の認定を受けているひとり暮らしの方もみえます。また、病気の家族もおります。２人暮らしです、夫婦。それから老老介護、８０に近い、そういう方々もおられます。その１１人の中にですよ。こんなことを考えると、何で、やれ制度だ何だと言う前に一つ決断すればできることじゃないかと、前々から私は思っておるんです。

そのふれあい収集の上記に準ずる世帯というのは、そういう病気の方、あるい

は老老介護をして非常につらい思いをされておる、そういう方には全然適用も何もないんですかね。そのことをちょっと、環境課長ですか、そのようなところの説明をお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、田中議員からそういう相談を受けたときに、いち早く環境課のほうでパッカー車も走らせていただいたし、何といたってもごみ箱が移動できたら一番、その方たちも利用しやすいわけですから、それが可能かどうかという調査をさせていただきました。

しかし、結果は、やはりパッカー車の特徴からいって、通るけれども安全性に問題があるのでちょっと難しいなということで、お断りをさせていただいたところであります。

その後も、田中議員から相談を何度か受けさせていただいて、その都度真摯に対応はさせていただいております。しかし、現在の制度からいくと、やっぱり市政は公平が原則でございますので、なかなか難しいところがあるということで、今回、じゃ、本当にこれから尾鷲市はとんでもない高齢化社会を向かえるので、そういったときに高齢者の方に、あるいは困っている高齢者の方にどういう支援ができるかということを考えていこうということになったところでもありますので、御理解を願いたいと思います。

あとの問題につきましては課長から説明させます。

議長（村田幸隆議員） 挙手をして、議長と言ってください。

環境課長。

環境課長（仲浩紀君） ふれあい収集の対象世帯の、その他上記に準ずる世帯という部分の説明をさせていただきます。

このふれあい収集の要項に定めております対象者といたしましては、高齢者の世帯ということで、まず65歳以上で介護認定1以上を受けている、まず基本的にはひとり暮らしの世帯ということです。それと、身体障害者の世帯といたしまして、身体障害者手帳の所持者でひとり暮らしの世帯というふうになっています。その次の、その他上記に準ずる世帯ということでございますけれども、最初の二つに該当する者に仮に同居者がいた場合でも、同居の方が例えば高齢者の方、それとか年少者とかといった理由によって、ごみの排出、そういったものに支障を来す世帯ということを認めれば対象とするというふうな規定になっております。

したがって、環境課としまして、例えば個別に申請をいただいたときに仮に介護認定を受けておられなかったり、身体障害者手帳を持っていなくても、例えば先ほど議員さんのほうも申されました、長期、病気で悩んでおられるとか、足が非常につらくて下までおりられないといった理由を相談をさせていただいた上で、しかも例えばヘルパーさんを活用されておられる方とかがおられましたら、そういった方の御意見もいただいたり、あと民生委員さん等の意見等もいただきながら、実際にこの規定にがっちり当てはまらない世帯に対してもふれあい収集を行っている、現実的にそういったケースも何点かございます。

ですので、うちの福祉のほうでこの地域の調査も行ったと伺っておりますけれども、例えば本当にごみ出しがづらいのであれば、ぜひ環境課のほうに御相談いただければなと思っております。

議長（村田幸隆議員） 議員、ちょっとお待ちください。

執行部に申し上げたいと思うんですが、発言する際には挙手をして、議長と意思表示をしてから発言をしていただくよう強く求めます。

4 番、田中議員。

4 番（田中勲議員） そういう、この準ずる世帯というのを私は知りませんでした。

実際にホームページを見て初めて知ったんですが、これは私の知識不足であったかもわかりません。住民の方はどうでしょうね。全く知らないと思いますよ、全く。

実際、私、この上のほうのごみ出しをしておる方を見てきておるんですけど、実際にこの 11 人の中にそういう方はおられます。おられるのにかかわらず。老老介護の方、片方は病気の方、そういう 2 世帯がございました。そういう方も現にこの 11 人の中に、ごみ出しをしてもらえませんかというて、言うてきたんですよ。そういう方がおられるということに対して、何の啓蒙も啓発もされていないんじゃないでしょうか。だから、実際、私、この 11 人の中におられるんです。この方は、老老介護の方は認定されておりますよ、介護認定を。片方は病気ですよ。お互いにその夫婦の中の一方は 65 歳、70、そういう方なんですよ。そういう方を今言われたように、準ずると言うていますけれども、そういうことは準ずるに値するんですか。私の言っている、この 11 人の今の言った方々。知らないから、こういうことを今までも、活動の中に参加してくださいと、そういつてしておるんです、現在。このことをどう思われますか。私、今思って不思議でならないんですよ。それを申請する窓口はどこなんですか。市役所ですか。出張所

ですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） まず、申請する場所に関しましては、私ども環境課ということになります。ただ、今現在の制度としましては、各それぞれの御家庭から直接こちらに申請していただくような形をとっておりますけれども、今後は、例えば福祉事務所と連携をとったり、そういった部分に関して特に力を入れて、こういったことが、こういう制度がありますよといったような広報とか、あと、当然広報紙等も利用して、こういう制度がありますので御活用くださいといった、そういった啓発活動にも重点的に取り組みたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 4 番、田中議員。

4 番（田中勲議員） ありがとうございます。

ぜひともそうやっていただきたい。本当に困っている方は、困っているんです。もう後期高齢者ですよ。そういう方に温かい手を差し伸べるのは行政のあれですから、ぜひともお願いします。

それから、先ほども市長が今後、庁内の中でもいろいろ、制度の問題もあるし、29年度から云々という話もございました。そういう中で、なるべくスピーディーに事を運んでいただきたい。市長の熱い思いも伝わってきました。どうか敏速に運んでいただきたいと思います。その点について、敏速に、半年、1年と私は思っております。半年、1年待たされるんじゃないかと。そういうふうなことも思っておりますもので、このことに対してどのように臨んでいくかということを一言お願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ごみ出しに限らず、高齢者の方が困っていることが、買い物とかいろいろ困っていることがあると思います。そういったことで、ごみ出しだけじゃなしに、本当に地域の高齢者の方を支援していくような仕組みを考えていかなければならんと思っておりますので、しばしお待ちを願いたい。

既に、チームは設定しまして、これを考えてもらいたいというチームはセットしてあります。

議長（村田幸隆議員） 4 番、田中議員。

4 番（田中勲議員） 先ほども制度の中で云々というということがありましたけれども、これは全区長会で話し合いも持たれるんですか。庁内の中だけで決めていくということですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 区長会や自治会連合会の意見も当然それはお聞きしなければなりません。例えば、支援するのが例えばボランティアの部分支援するとか、いろんな考え方がありますので、区長会とか自治会連合会とかいろんな方に、老人会の方とか、そういった方に御意見はお伺いさせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） ありがとうございます。ぜひともお願いをいたします。

最後に、私はこの三木里の一部の方の活動を取り上げて質問をさせていただきました。それは、三木里に限らず、尾鷲市全体のこととっております。

特に70代、80代の方が周りにはたくさんおられます。なるべく自分のことは自分でと思っておるんでしょう。どなたもそうかもわかりませんが、自分の体にむち打って、そうして生活をしております。そして、先ほど申し上げたように、なるべく迷惑をかけないようにというようなことで頑張っておられる方が多いと思います。

また、ほかの地域も三木里についても、高齢者ともいえども元気な方もおられます。そんなことを、弱い立場の人を今後御支援賜るような市政であってくださることを私は願っております。そう願って私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 答弁はよろしいですか。

昼食のため休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

〔休憩 午前11時26分〕

〔再開 午後 1時00分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番、高村泰徳議員。

〔10番（高村泰徳議員）登壇〕

10番（高村泰徳議員） 手回しせねば雨が降る、つまり、商いを行う者は常日ごろから仕事の段取りを整えて不測の事態に備え、相手に対して迷惑と不審を招かないことが商業道德上の最大の責務であるという意味で、和歌山県海南市の明治時代の商人、山本勝之助氏の言葉であり、このことは今の時代の市政運営にも通じるものがあるので紹介させていただきます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問ですが、まず一つ目に、地域活性化について。その中で、食の

プロジェクトの進捗状況、それから、過去に私から提案させていただいたユズの栽培事業及び比叡山の誘致などについて。

二つ目として、広域行政の取り組みについて。その中で、広域ごみ処理施設の進捗状況及びその他公共施設の今後の取り組みについてであります。

以上、大きく二つについて質問させていただきますので、市長の前向きな、建設的な御答弁をよろしくお願いします。

食のプロジェクトの進捗状況について。

今現在、尾鷲市の人口は約1万9,700人。少子高齢化が進み、人口減少が加速している現状は、皆様御承知のとおりだと思います。頭の痛い問題として認識していただいていると思います。

そこで、打開策として何をすべきかと考えたとき、その一つとして、地元企業を成長させる、つまり市民生活を安定させること、地元高校を出た方の働き場所をつくる、また、交流人口をふやすことなどが考えられると思います。

そこで、具体的に何をすべきかということであります。

今回、尾鷲の食で活性化をしたいという市長の強い意向で、本年4月から水産商工食のまち課を新しく設置いたしました。この水産商工食のまち課を中心に、市長公室を初めとする各関係課が横の連携を密にしてやっていくということですが、具体的に何をやりたいのか。新しい課をつくってから5カ月が経過した今現在の進捗状況について、具体的に示せることをわかりやすく御説明をお願いいたします。

ただ単に、課長を1人減らすためにこういう機構改革を行ったということであってはけません。どのように尾鷲丸を導きたいのか、大局的な観点も含めてお答えいただきたいと思います。

民間企業は今必死で巻き返しをやっておりますが、依然として厳しいという声が多く聞かれます。

しかし、こうした中においても、民間のいいところは行政も取り入れていく必要があります。例えば、スピード感、物事への謙虚な取り組み姿勢など、民間の社長は1カ月ごとに従業員の給料を稼がなければならない。また、その家族も守らなければなりません。赤字が続けば、倒産も考えなければなりません。その点、公務員は毎月決まって給料が出ます。その分、市民の方に対し、少しでも住みよいまちづくりをしなければならない責務があります。

最近、庁内で副市長が、私たちのマネジメント指針2014として、市職員と

しての使命と自覚、そして仕事に対する情熱など、職員に対して檄を飛ばしたと聞き、さすがは山口副市長だと、こう思いました。

その示された指針10項目の中の三つ目に、スピードとタイミングということが書かれておりました。また、8番目には危機管理とありました。まさに今の時代、本市にはそれらのことが重要であろうと思います。ぜひこの指針に従い、市役所が一丸となった市政運営に努めていただきたいと心より願うものであります。

地域間交流、長野県箕輪町、松川町との進捗状況についてであります。

7月9日に産業交流のお話をさせていただいた長野県箕輪町、松川町の2町との交流がどこまで進んだのか、教えていただきたいと思います。

私の考えですが、例えば、尾鷲の干物屋さん、魚屋さんなどに声をおかけして手を挙げてもらい、箕輪町、松川町に行って物産販売をしていただき、その際にはパンフレット等もお配りして、その中に品名、販売店名、住所、電話番号なども書いて、食べた方が気に入ったらもう一度注文できるようにする、そういった物産交流の取り組みは、そんなに時間のかからないことだと思います。ぜひ早く進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。余り遅いので、今まで約2カ月かかっています。そこで、箕輪町長のほうからお叱りの電話がありました。

民間ならすぐにでも実行できるようなことですが、市の対応、取り組みは余りにも遅いのではないかと強く指摘しておきたいと思います。

両町長とも、品数も多く、大変おいしいと好評なので期待が持てると思いますが、今後、市長はこういった交流を進めていく気はあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次、過去に提案したユズの栽培事業に関してです。

2年前に一般質問をさせていただいたユズの栽培事業に関してでございます。

その後、耳に入った話によると、東紀州活性化の委員である三重大の西村教授が市長とお会いして話をされ、ユズをつくれば松阪の製油会社さんが、私の調べた価格によりますと10キロ1,500程度ですが、全て買ってくれるという話を持ってきたと聞きました。しかしその後、当市ではユズに関して調査研究を全くやっていないようですが、どういうことなのでしょう。

今回、私が再度このことについて一般質問をすると話をしたら、8月29日に慌てて松阪の製油会社さんのほうに出向いたと聞きました。

市は、こういった活性化に関する施策にやる気がないのでしょうか。何もかも動きが遅いと思います。市長の指導力、リーダーシップが欠けているのではない

かと懸念いたします。

この製油会社の社長さんは、その後、阿田和のピネを個人資金で買い、拠点をつくりました。この拠点が尾鷲にあれば、雇用も何人かはできたと思います。

尾鷲市は、こういったよい話を逃がしたことが少なからずあると私は見ています。非常に残念な思いであります。

市長は、将来の尾鷲市の農業をどう考えているのか。関心がないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

次、観光事業に関してです。

次に、観光事業についてお尋ねをいたします。

人口が減ってしまうと、市内に余りお金が回らなく、市民生活に危機感を与えることにもつながります。

しかしながら、全国的な人口減少の流れをとめることは非常に難しい問題でありますので、特に本市のような過疎、高齢化が進んでいる地域においては、いかに交流人口を増加させることが重要であるかということでもあります。

そこで提案ですが、35年前に話があり、排水等の問題で流れた比叡山誘致の件を再度試みてはいかがでしょうか。もし修行堂でも来ていただいたら、当市にも人がふえると思いますが、市長はこうした考えはどうでしょうか。いかが思われますか。

それと並行して、今若者に人気のあるパワースポット、尾鷲にもたくさんあると思います。それを全国に発信していくということも、交流人口を増加させる一つの方法として、ぜひ実行していただければと思いますが、いかがでしょうか。

その道の方にお話を伺うと、当市は熊野と同じ、それ以上です、本当はね。私は思っています。神々の里として霊験あらたかな場所が多いと聞きます。どんなことでも交流人口をふやす取り組みは積極的にやるべきと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

1年前、私が議長のとき、市長にこの比叡山の提案をさせていただきました。市長は、1年に1度、比叡山のお祭りがあるということで、一緒に行きましょうと言ってくれましたね。覚えていますか。ずっと待っていましたが、何も話がありませんので、今回、一般質問させていただいた次第でございます。

なお、食のプロジェクトも神々の里も熊野古道抜きでは語れないものだと思いますが、市長はどう思われますか。

次に、広域ごみ処理施設の進捗状況についてお伺いいたします。

広域で実施すると決めてから、もう6年以上が経過しました。遅かれ早かれ必ず進めなければならない問題であり、年間の修繕工事に1億円以上を費やしている当市のごみ焼却場の現状からすれば、1年でも早く見通しをつけることが執行部の責務であり、その推進には議員である私も協力を惜しまない考えでございます。

そこで、現在どこまで話が進んでいるのか、まず土地の選定ということですが、調査・建設委員会などをつくり、真剣に調査していったらどうでしょうか。

聞くとところによると、この6年間、紀北町議員も広域でやるとは聞いていないと言われたようですが、このまま毎年高額な修繕費を費やして、のろのろとやっでいいのでしょうか。これも行政のスピードの問題であります。

計画が全部できても、施設の完成、稼働には、それからまだ最低六、七年はかかると思います。現在の進捗状況と今後の取り組みについて、市長の御見解をお聞きします。

次に、温水プール等の問題です。

最後に、公共施設に対する今後の取り組みについてお聞きいたします。

市民からの要望の中には、どうしても多額の予算を必要とする事業が多いのが現実です。

そこで、例えば市民温水プール、武道館などのスポーツ施設の建設、それから尾鷲総合病院の運営などについては、今後広域での取り組みが必要であると考えますが、近隣自治体の首長さんたちと実現に向けた真剣な協議をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。そして、一致団結して県へ陳情に行くことも必要でしょう。

また、温水プールは財政的な負担が大きいということで断念したようですが、私は尾鷲小学校の避難階段をつくる8,000万円をやめて、温水プールに充てればよいという思いを持っています。

階段は大地震が起これば壊れる心配もあり、下を走ってもそんなに時間はかかりません。プールのほうが健康面、教育面で市民からの要望が多いものであります。ぜひ温水プールをつくってほしいと思いますが、市長は見直す気はないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

こうした温水プール等の公共施設の建設、あるいは尾鷲総合病院の運営を含め、高速道路がつながった今こそ、広域で取り組むべき問題について改めて洗い出し

を行い、その中で近隣市町がお互いに協力できることは協力していくという方針で臨むべきだと思いますが、このことについて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員）　市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君）　食のプロジェクトにつきましては、これまでの議員の皆様との意見交換や、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、地域の皆様らとの協議の中でも、内容はもとより、まずはできることからなどのスピード感のある取り組みを望む声がほとんどで、３月末を予定しております基本計画の策定におきましても、新年度予算に事業を反映させられるように、少しでも早い完成を目指して協議を進めているところであります。

また、検討過程において、水産商工食のまち課、福祉保健課、教育委員会などの食に関する連携事業として、まさにタイミングとして今やらなければならないと判断した事業については、今定例会に補正予算計上をさせていただきました。

一方、本年度に発足いたしました水産商工食のまち課につきましては、第６次総合計画における活力ある産業の創造の取り組み方針であるブランド化や６次産業化を推進するため、生産から加工、流通、販売の分野までを一体的に捉えて取り組んでいく組織となっております。

本市の食の分野に大きく関係する水産と商工観光部門の統合により、両部門にまたがる施策案件等への情報交換や連携が今まで以上にスムーズになっており、施策の調整、決定へのスピードも高まってきているものと感じております。具体的には、海洋深層水等における陸上養殖などの水産分野での企業誘致案件など、水産商工分野における関係機関との調整や折衝が必要であり、これらについても効果があるものと考えております。

また、１次、２次、３次産業を横断した６次産業への象徴的な取り組みとして、まぐろ流通促進プロジェクト尾鷲地域協議会の取り組みが挙げられます。現在、まぐろ流通促進プロジェクト尾鷲地域協議会におきましては、マグロ漁業者、尾鷲漁協、三重漁連、流通加工事業者、飲食事業者、行政等との連携のもと、尾鷲産マグロの商品開発等に取り組むとともに、流通網の確立や魅力発信に向け、都市部でのテストマーケティングや展示会等への出展が予定されております。また、

尾鷲ものづくり塾において、これらのマグロを活用した商品開発やマーケティング等にも取り組んでおります。

今後、水産商工食のまち課においては、市長公室を中心とした食のプロジェクトで取りまとめております食の基本計画の中で、水産、商工、観光の産業分野において、食を大きなテーマとして、地域経済の活性化につながる事業を関係団体と連携しながら積極的に取り組んでまいります。

また、本年度に全職員に示しましたマネジメント指針2014は、公務員としての立場とはどういうものかという点を踏まえた上で、今私たちが一丸となってこの厳しい局面に立ち向かわなければならないという思いと、そのために私たちが常に意識していないといけない10の考え方を指針として示したものであります。

指針にもありますが、公務員は民間企業とは異なる公共的な使命を市民の皆様から委ねられているからこそ、法律により特別の地位が認められ、公権力の行使という民間企業の皆様にはできない仕事を負託されているものであります。そして、そのため公務員には強い使命感が求められています。この使命に情熱を持って取り組んでいくよう、改めて職員ともども業務に邁進してまいります。

次に、地域間交流についてであります。

先般7月に、議員からの御紹介により、副市長及び担当の水産商工食のまち課も同行の上、長野県の松川町、箕輪町をそれぞれ訪問し、特産品を中心とした経済交流について各町長ともお話をさせていただいたと報告を受けており、私も2回ほど松川町長と電話で話をさせていただいております。

その後、これら2町の町長に、先月開催されましたおわせ港まつりへの御招待をさせていただきましたが、所用でお越しいただくことができませんでした。また、2町ともに担当課と今後の進め方について協議しており、松川町につきましては、11月のイタダキ市にフルーツ等の特産品を持参の上、出展いただくことが決定しております。その際には、現在、干物などの関係団体とも協議を行っており、関係事業者を御紹介の上、今後の経済交流について詰めのお話をさせていただきたいと考えております。

一方、箕輪町につきましては、町長の意向として、第三セクターで運営されている農産物を中心とした直売所において、本市水産物の販売を検討したいということであり、一度先方の担当課が本市を訪問し、各種の水産物も見られたいとの意向を伺っており、事業者も紹介の上、御案内をさせていただくことになってお

ります。

また、干物などの水産加工事業者におかれましては、本業との調整を行いながら市街等での物産販売等を計画実施していることから、急な形での物産販売等の出展は難しいと伺っております。

尾鷲水産加工組合からは、今回御提案いただいた経済交流等を検討していくために、今年度の視察事業で両町を視察し、水産物流通の状況把握や関係者との協議の場を設けていただきたいとの意向を受けており、現在、視察の計画づくりや日程調整を行っているところであります。

現在、本市といたしましては、大野市等を含めた他市との交流も進めているところであり、今後、地域間交流を進める中で、先方の意向と特産品交流の当事者となる関係団体や民間事業者の意向も十分考慮しながら、相乗効果のある取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

次に、ユズ栽培についてであります。

本市における農業を取り巻く状況は、農地の多くが傾斜地にあることによって営農条件が非常に厳しいこと、また、農業者の高齢化や後継者不足により農業従事者は減少傾向にあることから、農地の適正な保全や管理が難しく、遊休農地の増加が懸念されているところであります。

このことから、農地の利用促進に向け、地域資源の再認識、再発見による農産物のブランド化を進めるなど、6次産業化及び農商工連携の取り組みを行うこと、とりわけ現在進めている食のプロジェクトにおいても積極的に議論を交わしていく必要があると考えております。

議員からの提案でありますユズの栽培事業への取り組みについては、増加している遊休農地の解消へ向けての対策の一つとして認識しております。しかしながら、ユズ栽培は現在のところ、遊休農地の対策の一つとしては有効であります。ユズ栽培が盛んに行われている高知県の馬路村や和歌山県の古座川町での事例を検証する。といいますのは、両町とも単にユズ栽培だけじゃなしに、外部に委託することなく、みずからユズの加工も手がけているというようなことを検証すると、本市としましては、6次産業化及び農商工連携に向けた取り組みを進めるに当たり、現在栽培が盛んに行われている農作物を主体に検討することが喫緊の課題であると考えております。

向井地区、天満地区や三木里地区におきましては、さまざまな農作物の生産が盛んに行われておりますが、中でも農事生産塾向井の里を中心にした刺身トウガ

ラシ「虎の尾」の生産が、調味料やあめといった個性的な商品づくりにつながっております。こうした新商品の開発が積極的に行われることにより農作物の6次産業化及び農商工連携を進めていくことは、農作物のブランド化が進展するだけでなく、農地の利用促進にもつながっていくことから、今後においても農業生産者に対し支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、集客交流についてであります。

本市におきましては、ここ数年にわたり、熊野古道ウォーキングを中心とした運動、海洋深層水の温浴施設等での休養、地域の伝統食による栄養の3要素を有機的に連携させる健康増進プログラムの開発を進め、尾鷲観光物産協会と連携し、熊野古道の世界遺産登録10周年に合わせて、健康増進プログラムの要素を取り入れた熊野古道健康ウォーキングツアー等の着地型観光に取り組んでおります。

一方、食の魅力づくりとして、地元で水揚げされた魚を主な食材とした地魚料理を提供する食事どころ等を紹介する尾鷲よいとこ定食の店の取り組みを行っております。また、来訪者等の町なかへの誘客、回遊やもてなしの向上を図るため、まちの駅ネットワーク推進事業に取り組んでおり、まちの駅のオリジナルフードおわせ棒の食べ歩きなどを行うとともに、尾鷲商工会議所と連携の上、町なか食べ飲み歩きイベント、尾鷲旬のコツまみバルなども開催しております。さらに、尾鷲港においてはイタダキ市はもとより、魚食普及を目的とした魚まつりなどの食を通じたイベントが開催され、地域内外の多くの皆様にお楽しみいただいております。

議員御提案の比叡山誘致やパワースポットの活用につきましては、交流人口を増加させる一つの方法として認識いたしております。

なお、去年は都合が合わずありませんでしたが、本年は11月23日に比叡山で大きな行事があり、個人的に行ってまいりたいと思っております。

また、尾鷲商工会議所の女性部が尾鷲の秘境について取りまとめてガイドブックを作成する予定と聞いており、こうした秘境の中にもパワースポットにつながるものがあるのではないかと考えております。

今後も、尾鷲の食を中心として、熊野古道、尾鷲の自然、夢古道おわせ、まちの駅ネットワークを魅力ある形で組み合わせ、関係団体とも連携しながら尾鷲の魅力の情報発信を行うことで、高速道路の利用者を初め、熊野古道の来訪者の町なかへの回遊を促し、交流人口の増加と地域消費の拡大につなげてまいります。

次に、新たなごみ処理施設建設に向けての進捗状況についてであります。

昨年 8 月 30 日に開催された広域でのごみ処理施設建設に関する意見交換を目的とした首長会議では、広域で建設するに当たり、候補地の選定が最優先であること、合同建設の枠組みもその結果によって決定されるといった見解で各市町が一致いたしました。以降、各市町がそれぞれ地元での建設を想定するなど、合意に向けた事務レベルでの検討を重ねてまいりました。

本市といたしましては、合同建設に向けて積極的な立場をとりつつ、少しでも早期の合同建設合意に至りたいとの思いから、建設候補地の選定を急がなければならぬと考えております。現在、その建設選定に全力を注いでいるわけですが、候補地を選定するには、当然のことながら一定の面積が要することはもちろんのこと、最新の技術により無公害化されるであろうごみ処理施設を単なる迷惑施設として捉えるのではなく、むしろエネルギー供給施設として捉え、例えばスポーツ施設や防災施設などにエネルギーを供給する、いわば都市基盤の一部として位置づけ、総合的に整備していく必要もあるのではないかと考えております。

何はともあれ、広域整備の合意に至るため、本市としての建設候補地の選定を急いでまいります。

次に、公共施設に対する今後の取り決めにつきましては、目的により、各自治体が住民の要望をもとに取り組んでいくことが望ましいものと、広域で取り組んでいくことがより望ましいものとがございます。2市3町とも高速道路の開通により行き来の時間短縮が進み、各市町のスポーツ施設等の相互利用が可能となり、交流もより発展するものと考えられ、交流を図っていく上で県営施設等の誘致や財政的協力を広域的に協議していくことも重要であると考えております。

また、尾鷲総合病院についてであります。入院・外来患者の地域割合は、本市5割、紀北町3割を超え、また、救急車の受け入れでは、本年度7月までで本市282件、紀北町223件、熊野市45件となっており、東紀州保健医療圏における2次医療の担い手として、365日24時間救急体制を堅持しております。地域人口の減少とともに医療人口も減少していく中、病院を運営していくためにも近隣市町と協議する必要があると考えております。

このように、熊野尾鷲道路、紀勢自動車道の整備により、東紀州5市町における行政やその住民との関係性がより一層深まっております。今後は、ごみ処理施設、消防活動、観光振興も含め、これまで以上の連携、取り組みが求められてくることとなりますので、高速ネットワークが整備されたこれからの時代にふさわしい、広い視野を持った行政運営を心がけてまいります。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私が通告した中に、温水プールのことに対して答弁がなかったもので、それをまたお願いします。

それで、今回、一般質問は、当市にとって後がないと自覚してもらい、市長に奮起してもらうための私の質問でもあるわけです。

所信表明でも示されているように、危機感を持って事に当たると示されていますね。私は、市長の聞いた話とか態度とかを見ていると、まだまだそういう意識に入っていないんじゃないかと。本当に何事も遅過ぎる、そういう感じがしてならないのは私だけでしょうか。ほかの議員も少なからずいると思いますよ。そのことについて、まず市長の答弁をお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 温水プールにつきましては、前にも報告させていただきましたように、必要性は十分認識をしておりますけれども、今回の調査によりまして、とりあえず尾鷲中学校での温水化は断念せざるを得ないという結論に至りました。今後、来年度に策定のスポーツ振興基本計画の中で、中長期的な位置づけをしていきたいと思っております。

それから、高村議員からは危機感が足りないというふうに指摘されましたけど、そう思われるのは私の不徳のいたすところでありましてけれども、決してそういうことはなく、毎日つらい思いの中で、何とかしなければならないという意識で毎日励んでいるところでありますので、御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私の聞いた話ですけど、市長が東京のシーフード会場に行ったときに、地元業者は品物を出しているのに、やっぱり尾鷲のためにPRしてくれていますね、行った人らが。その中で、やっぱり市長なら労をねぎらって、尾鷲のためにやってくれておるなというのを、やっぱり感謝の意を表さなあかんと思うんです。

私の聞いた話では、そういうこともしないで、言うたら、前を素通りしてくれたと。業者も落胆しておるというのが耳に入ってきたんです。それが市長の仕事やと思うんですよ。やっぱり外交、一番、市長の。そして、PRしてくれたら慰労する。そういう心からの気持ちを出すのがわかったら、その人らもわかってきて、ああ、市長が来てくれたといって力も出るんですよ。それを落胆しておるんじゃないというのが耳に入りまして、私もがっかりしたんですよ。最低、市長とい

うのはそういうところに気を使ってほしいんですわ。どう思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） あのブースは東紀州振興公社のブースで、私はその理事長として参加したわけですが、全ての時間というわけじゃありませんけど、長い時間あのブースの横に立って、何とかお手伝いできることはないかというふうにならずと立っておりましてけれども、とある業者につきましてはスタッフが充実しておりましたので、私らが応援できることはありませんでした。しかし、私はそこに立って、何とか応援したいという思いの中で長い時間を過ごしましたので、そういうことをわかってもらえないのは私の不徳のいたすところでありましょうけれども、残念でなりません。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） そういう意見もあるので、今後は十分注意していただきたいと思います。尾鷲のことをPRしていただいているんですからね。

次に、食のプロジェクトですが、本来、具体的に言うてもらわないと、私たち議員も、市長がこういうことをやりたいんだということを示してもらえないと、賛成か反対とも言えないし、たとえ負の遺産になるようなことを言われたら、それは議員は反対するでしょう。そのかわり、ちょっとでも人が集まってくれるいいものであれば、こぞって賛成したいと思います。本当ですよ。

例えば、6次産業の先頭を切っているおととがあるわけですよ、尾鷲で。そういう人と市長公室長を含めた食の担当課は会議を行って、よりよいものをつくってほしいと思うんです。まずは輪を囲んで話をして、尾鷲にはこういうものが足らんのではないか、それで、5年後に高速道路ができるまでにこういうことをしておかないと乗りおくれしてしまうというのを、やっぱり会議をしていたいて、一生懸命やってほしいと思いますけど、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 食のプロジェクトにつきましては、尾鷲のまちづくりを食を中心に、総合的にまちづくりを進めていこうという思いは皆さんにお伝えさせていただいておりますけれども、しかし、その食のプロジェクトの中で今年度中に基本的な計画を策定し、皆さんにお示しさせていただきたい。ついては、計画策定に当たっては、たくさんの方の意見も聞きながらやらせていただきたいというような御説明をずっとさせていただいているところでありますので、その点については高村議員についても意見をいただきたいと思いますし、また、基本

計画はできるだけ早く示させていただきたいなというふうに、今努力しているところであります。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私の言いたいのは、市長は尾鷲の活性化をするためにこういことをしたいんじゃないというのをわからせてほしいんですわ。

はっきり言って、食のプロジェクトをつくってから1年でしょう。市長が引っ張らな、1年というのはかかり過ぎですよ。それで、課も変えてから半年ですか。もう半年の間に、やっぱりこういう目玉を、こうじゃというのを示していただけないと、遅いと思いますけどね。民間ならきんこぼりをやられますよ。

そういうのを、我々では風呂屋のおけと言うんですよ。何でかという、言うばかりといって、物が進まないんですよ。口ばかりでなっていくんですよ。どうです。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ちょっとそれは、私らが一生懸命やっておるのを、言うばかりって、ちょっとえらいんじゃないでしょうか。

我々、食のプロジェクトは、今計画は進めておりますけれども、やれることは今既にもうやっておりますし、今回の補正でも、食に関して補正は何件か上げさせていただいているんです。それを見ていただきたいなと。それを見ていただいて、なおかつ、それは足りないでしょうけれども、しかし、一生懸命やっておりますので、それについての意見をいただくのは幾らでも受けさせていただきますけれども、言うばかりやないかと、風呂屋のおけやと、そんなようなことは、この議会の場で、やめていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私、最初に言うたでしょう、奮起してもらいたいって。それだけなんです。奮起せな遅いんですよ。後がないんですよ。

（「奮起しやへん」と呼ぶ者あり）

10番（高村泰徳議員） それじゃだめですわ。奮起しないというのやね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 奮起はしたいと思います。しかし、奮起するような批判なりをしていただきたいと思います。風呂屋のおけやとか、そういう形じゃなしに、ちゃんとした奮起するような意見をいただきたいと思います。

私らも一生懸命やっておりますし、今まで以上に力を出したいと思っております。

すので、奮起につながるような、ぜひ御意見をいただければと思っております。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 職員の人も一生懸命やっておると思います。私も信じています。それでも、余りにも長いもので、時間が。頑張れ、頑張れと言うだけでは身になってこないからお願いしておるんです。

時間もないので、次に行きます。

産業交流について、本当によくやってくれていますと思うけれども、向こうの町長からしたら、遅い。相手の気持ちにならなあかんのですわ。相手はどういうことを思っておるか。やっぱり、中元を過ぎて、9月の末でもいいですから、何日に行きますというのを先に言うておくんですよ。そうすれば、向こうは心に何日に来てくれるで準備しておこうやないかというて、用意するんですよ。それから、こっち側は行ってくれる個人の人でもいいから当たって、手を挙げてもらう。そして、パンフレットをつくって、来てくれた人に全部配る。それで、食べてもらった人は、おいしいやないか、こんなのだったら宅急便でもええから申し込もうやと。そうしてピラミッドのようにだんだんふえていくんですよ、人は。そういうのを二、三回早くやらないと。民間だったら1週間ですと言われましたよ、そういうことは。

ハッパをかけるようですけど、本当に相手の気持ちになる、それを言いたいんですわ。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私が報告を受けている中身は、特に箕輪町につきましては、町長の意向として、三セクで運営している農産物を中心とした直売所で販売をしたいので、一度、先方の担当課が本市を訪問すると。それで、各地の水産物を見せてもらいたいというような話の中で、見えたときには業者を紹介し、御案内をさせていただくというふうになっているというふうな報告を受けているところであります。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私のところに入ってくるのは違いますよ。何せかんせ、向こうは海がないんだから、魚を食べたい人はたくさんおるらしいですよ。だから一刻も早く魚を持ってきてほしいという願いがあるとされたんですよ。ぜひ早く行ってください。お願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君）　少しでも早く交流ができるように、努力をさせていただきたい
と思います。

議長（村田幸隆議員）　１０番、高村議員。

１０番（高村泰徳議員）　次に、ユズの問題ですけど、私はこの提言をしたとき、尾鷲の農業、それを考えて言っているんですよ。１０年もすれば、農業関係者が急減するんですよ。なぜかという、高齢者だから。その人らが代々してくれる、農業をしてくれる人をふやすためにどうしたらいいか。やっぱりある程度の収入が見込めなければ続かないんですよ。

ユズというのは、１０キロ１，５００円で買ってもらえるのは確実ですから、幾つつくったら年間１００万入る、２００万入るというのは計算できるんですよ。そうしたら、手はかかりませんから、５年たったらできるんですよ。実になってから、また自分の好きなトマトとかナスとかをいろいろ余分につくれるわけです。そういう若者のやる気というものを出させるために、ユズはいいんじゃないかと提案したんですけど、なかなか乗ってきてくれないのでね。

それで、東紀州の活性化の西村教授というのは、そういうことを紀州でやってほしいと。そうしたら、松阪の製油会社が十分に買うと。ピネの後にも拠点をつくって頑張っていますから、ぜひとも乗ってほしいと思ったんですけど、余り乗り気じゃないようなんです。ただ、運送会社も高齢期の人が多くて、魚なり野菜なりを発送するのが、２日に１遍だったのが、いなくなるもので１週間に１遍になったり１０日に１遍になったりするというのはテレビでも言っていました。

そうならんためにも、自分らの食い分は自分らの地域でつくるという観点で、そういう方針で、農業委員会というのも尾鷲市にありますから、そこで一旦話を出してください。それで、将来の尾鷲はこうするべきだという勉強会をやってください。どう思いますか、市長。

議長（村田幸隆議員）　市長。

市長（岩田昭人君）　先ほども言わせていただいたんですが、今回のユズの提案につきましては、増加している遊休農地の解消に向けての一つの対策としては有効であると思っておりますので、そういったことを考えたら、こういった情報を農業従事者に提供するために、農業委員会にも協力を仰いでまいりたいと考えております。

ただ、農地はそんなに広い面積が尾鷲にあるわけじゃありません。そういったときに、ユズは、確かに買い上げはしていただきますけれども、加工といったよ

うなものが伴わない。加工は松阪の製油会社さんがされるわけですので、そういったときに、果たしてそれが、これからの尾鷲市が6次産業化とか農商工連携を目指そうとしているときに、いいのかどうか。高知県の馬路村は、今ユズで33億円ぐらいの営業をしておりますけど、それは、ただ単にユズの栽培をするんじゃないしに、みずから加工も受け持ってやったがために、これだけの実績を上げておられるということでありまして、隣の和歌山県の古座川町も、ただ単にユズを栽培するだけじゃないしに、さまざまなユズの加工品をつくっているということでもありますので、私としては、遊休農地の解消のためには大変有効であると思えますけれども、しかし、正面切って推進していくのは、むしろ、例えば向井地区であれば「虎の尾」を今一生懸命やられていますし、いろんな商品になっておりますので、そういった絡みの、少なくとも地元で栽培し、地元で加工し、地元から商品を発信していくようなものを推進していくべきではないかなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私も2年前に馬路村へ行ってきましたけど、尾鷲は数人しかユズをつくっていないんです。まだ初めなんです。その取っかかりを私は言っておるので、ぜひ研究してみてください。

時間もないので、次に参ります。

比叡山に関してですが、日本人というのは信仰心が多い人がたくさんいるんです。伊勢神宮を見ても、年間1,300万人。その1割来たととしても、130万人の人が来るんですよ。

例えば、尾鷲はこういうパワースポットがあるんだと。例えば八鬼山の三宝荒神。あそこも歴史、文化、熊野古道を絡めて、そこは尾鷲が守っていかならん場所ですわ。それやけど、私は何年前からか言いよるんですけども、屋根が壊れて、中の神仏なんかが水浸しになる状況なんです。そういうのを知っていますか。市長、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 熊野古道に関しましては、私は最初からずっと関係しておりますので、そういったことは理解しておりますけれども。

（「じゃ、何で直さんの」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） これは宗教上の問題で、それはできるんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） それは教育長にお願いしておるので、時期が来たら直していただけたと思うけど、市長が現場を知っておるのかどうかを聞いたんです。もし知らないなら、ぜひ行ってもらいたいと思いますので。

（「知っています」と呼ぶ者あり）

10番（高村泰徳議員） 知っていますか、屋根が壊れておるのね。

それで、パワースポットもたくさんあるんです。そういうのを全国に発信して。大体パワースポット、尾鷲で僕が知っているだけでも10カ所ぐらいあるんですわ。そういう、その道の人に言わせると、すごいものらしいですよ。議会で言うたら笑われることかも知れませんが、本当に信仰心のある人らから見たら何回も来たいと、そういう人がたくさんいます。

時間もないので、ぜひとも比叡山のお願いをしてください。

35年前に、比叡山の御前さんが矢を放って、尾鷲というところへ決めたんです。それは何百年たとうが尾鷲というのは変わらんのです。ぜひお願いしたいと思います。

次に、ごみの施設の、余りにも遅いという、進行がね。市長は地元業者育成にもなるとっておると思うんですよ。しかし、年間1億使うということは、すごいお金なんですよ。1億毎年するんやったら、50億のものがポンと建たるんですよ。それをなぜしないか。市民の税金なんですよ。トップはそれを考えなあかんと思うんですけど、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 広域ごみ処理施設につきましては、何をさておいて、場所の選定が重要でありますので、その場所の選定について、今一生懸命探しているところであります。

遅いと言われればそれまでですけども、一生懸命やっているところです。ただ、これにつきましても、やはり相手のあることでありますので、相手の議会とかそういった大変難しい面もありますので、これも慎重に進めなければならないと思っております。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 相手があることって、そうすれば必死で、最短距離をするために委員会でもつくったらいじゃないですか。そして、その人らに集中して審議してもらったら早いんですよ。それをしないもんで、6年、計画ができてからも大体7年にかかるというんやで、税金を無駄遣いしておるとしか私は言えな

いんですけどね。ぜひ早目にお願いしたいと思います。

次に、温水プールのことですけど、市民は本当にしてほしいと思っておるんですわ。それで、時間もないので、私なら、プールをするなら、笹川財団というのがあるんですよ。そういうところに各地市町村は建ててもらっていますから、一度伺ってはどうかと提案したいんです。

中国には、三顧の礼といいまして、劉備玄德が諸葛孔明に味方になってもらうように、1回、2回は断られたんです。それでも3回目に礼を尽くして、よし、それなら味方になりましょうというて、そういう昔からの教えがあるんですよ。だから、何でも1回や2回、県に断られようが、やっぱり礼を尽くして、市長さんはせなあかんと。それが仕事だと私は思いますけど。

それで、温水プールも金がなくてできんということなら、方法を考えたらいいいですよ。みんな知恵を絞って。その中の私は一つとして、笹川財団というのを言いますから。言っているうちに、あちら側も案を出してくれるはずですよ。どうか、市長、そういう考えはないのかお答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そういう方法も、今御提案いただきましたので、考えさせていただきますと思います。

ただ、これは確認はしておりませんが、今笹川財団のほうは、東日本の復興のほうに力を注いでいるということはちらっとは聞いております。とりあえず、議員から提案をいただきましたので、そのことについても検討させていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 時間もないので、最後、病院に行きますけど、病院を存続させるのにも広域で話をしていただきたいと思うんです。それでも、広域でするには、まず、借金があったら、赤字だったら嫌がりますよ。年間3億3,000万からの赤字。それで、累積欠損金が48億もある尾鷲市では、幾ら紀北町にお願いしても、すぐ、はい、オーケーというわけにはいかんと思います。

本当は、透析患者を見ても、紀北町は73人、尾鷲市は68人もいるので、あっちのほうが多いんですわ。多いので、どうか一緒にこの地域の病院を育てようという話もできるんですわ。ぜひやってほしいと思う。

それで、事務長は最初来たとき、黒字にさせますとたんかを切ったんですよ。まだその気力があるかどうか、時間もないので、ちょっと。

議長（村田幸隆議員） ちょっと質問要旨が多岐にわたっておると思うんですが、答えてください。

病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 確かに私は、この病院を赤字から黒字に脱却しなくては長続きはしないと、私も今も思っております。いろいろな方法はございませうけれども、今のところドクターが不足していますので、できるだけ継続をしていくというふうに切りかえたのは確かでございます。

今、議員さんのおっしゃるとおりに、人口というのが病院運営には非常に大きく差しかかるものですから、この病院は最低でも4万5,000人の人口がいないと成り立っていかないと思っています。そういう意味では、議員さんの言われるように、将来的に何らか協議をしながら進めていくのと、ドクターをもっとたくさん来ていただいて、赤字から黒字に脱却していくということを進めていかざるを得んと思っております。

議長（村田幸隆議員） 10番、高村議員。

10番（高村泰徳議員） 私が事務長に言いたいのは、自分の会社だと、経営者だという感覚で物事をやってもらいたいと思います。

最後になりましたけど、百の議論より一つの実行、それを言いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす9日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時00分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員